

会 議 録

会 議 名	第124回都市計画審議会	
開 催 日 時	2009年(平成21年)5月27日 午前10時	
開 催 場 所	藤沢市総合防災センター6階 第1会議室	傍聴者数 2
出 席 者	会 長	柳 沢 厚
	委 員	池尻 あき子、加藤 治、加藤 薫、加藤 一、木下 瑞夫、齋藤義治、高橋志保彦、田中 弘、堀 祐吉、 三宅 成一、山田邦久、米澤 正己
	事 務 局	杉渕計画建築部長 都市計画課＝飯田参事兼課長、前田主幹、石原主幹、 佐藤課長補佐、高瀬課長補佐 農業水産課＝石垣担当部長兼主幹、伊勢田参事兼課長
議題及び公開・非公開の別	別添次第のとおり(すべて公開)	
非公開の理由		
審議等の概要	別添議事録のとおり	
そ の 他		

第124回 藤沢市都市計画審議会

議 事 録

日 時 2009年（平成21年）5月27日（水）
場 所 藤沢市総合防災センター 6階 第1会議室

藤沢市計画建築部都市計画課

第 124 回 藤沢市都市計画審議会

日時：2009 年（平成 21 年）5 月 27 日（水）午前 10 時

場所：藤沢市総合防災センター 6 階 第 1 会議室

1. 開 会

2. 成立宣言

3. 議事録署名人の指名

4. 議 事

報告事項

（1） 藤沢市有機質資源再生センターについて

（2） その他

5. その他

6. 閉 会

○事務局　それでは、まだお見えになられていない委員の方もいらっしゃると思いますが、定刻となりましたので、これより第124回藤沢市都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、大変お忙しい中を藤沢市都市計画審議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

開会に当たりまして、計画建築部長からごあいさつ申し上げます。

○計画建築部長　皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、平成21年度最初の都市計画審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。改めまして今年度もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、先日、5月23日に、以前よりご審議を重ねていただいております辻堂の湘南C-X(シークロス)につきまして、一部まち開きを開催させていただきました。これは、土地区画整理事業の換地処分と交通広場、道路等の基盤施設の完成及び供用開始、進出事業者による将来に向けたまちづくりのスタートを記念して、一部まち開きとして記念式典を催させていただいたものであります。また同時に記念のイベントも開催をさせていただきました。これも委員の皆様方のご理解、ご協力の賜物と心より感謝しております。

さて、本年でございますけれども、都市計画審議会に付議等を予定しております案件につきましても、きょうも報告をさせていただきますけれども、都市マスタープランの改定や都市計画道路の見直し、第6回線引きの見直しなど、今後の藤沢市の都市づくりに大きな影響を持つ案件がかなりございます。本年も委員の皆様方には多方面から、また多角的な立場からいろいろご意見をいただきまして、本市の都市計画のよりよい発展のためにご理解、ご尽力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局　それでは、会議に入ります前に、5月20日開催の藤沢市議会5月臨時会における各常任委員会の役員改選に伴いまして、市議会からの選出議員に変更がございましたので、ご紹介いたします。私が名前を申し上げましたら、一言ごあいさつを頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

建設常任委員長の加藤一委員です。

○加藤(一)委員　皆さん、こんにちは。加藤と申します。不慣れなものですので、またひとつよろしくお願いいたします。

○事務局　同じく総務常任委員長の松下賢一郎委員ですが、本日は欠席とのご連絡をいただいております。また新たにご参画いただく2名の方を含めまして、委員の皆様方には藤沢市の都市計画についてご審議並びにご指導を賜りたいと存じます。今後ともよろしくお願い申し上げます。

また、去る4月1日付人事異動に伴いまして、事務局職員に動きが生じております。つきましては、新たに本審議会の事務をとらせていただく事務局職員を簡単に紹介いたします。

計画建築部参事兼都市計画課長の飯田です。

都市計画課主幹の石原です。

課長補佐の佐藤です。

よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、本日使用いたします資料等の確認をさせていただきます。(資料の確認)

それでは、お配りしたお手元の次第に従いまして審議会を進めさせていただきます。

本日の都市計画審議会の成立についてご報告申し上げます。藤沢市都市計画審議会条例第6条により、審議会の成立要件といたしまして、委員の2分の1以上の出席が必要とされており、現在の委員の定数は20名でございます。本日は今のところ13名の委員の方に出席をいただいておりますので、本日の会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事でございます。

まず、報告事項1は、藤沢市有機質資源再生センターについてでございますが、本都市計画審議会の議を経て建築基準法第51条ただし書きに基づき、特定行政庁が許可した施設について一部内容変更がございましたので、ご報告いたします。

次に、報告事項2では、その他といたしまして、前回の本審議会に諮問させていただきました藤沢市都市マスタープランの改定及び都市計画道路の見直しについて、現在の進捗状況をご報告いたします。また、第6回線引き見直し手続の状況や生産緑地追加指定の状況等、今後、本審議会において審議が予定されている事案について報告いたします。

運営についてはこのように進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

本審議会は藤沢市情報公開条例第29条の規定により公開としております。

○会長 今日公開ということですが、傍聴の方はいらっしゃいますか。

○事務局 本日、傍聴の方は2名の方がございます。

(傍聴者入場・着席)

○会長 傍聴の方に申し上げますが、ルールに従って傍聴をお願いいたします。

○事務局 それでは、議事に入りますので、柳沢会長、よろしく願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

○会長 それでは、初めに本日の議事録署名人を指名させていただきます。例によりまして、選出区分の五十音順ということで、田中弘委員と高橋志保彦委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

○会長 それでは、議事に入りたいと思います。報告事項(1)藤沢市有機質資源再生センターについて、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告事項(1)の有機質資源再生センターについてご報告させていただきます。お手元の資料集では資料1-2、主に同じ内容をパワーポイントを使って説明したいと思いますので、よろしく願いいたします。

有機質資源再生センターにつきましては、市内畜産農家から生じた家畜ふん、公園や植木生産農家、造園業者から排出される植木剪定枝、卸売市場、学校給食、民間事業所などから排出される食品残渣を適正に処理、リサイクルし、良質な堆肥として有効利用することにより資源循環を推進しようとするものであり、PFI事業として市と民間業者との事業契約に基づき事業化しているものであり、平成18年12月に稼働しているものでございます。

ここで本施設の位置についてご説明いたします。スクリーン上、青色にお示ししているのが有機質資源再生センターの位置で、小田急江ノ島線長後駅の西、約6キロに位置しております。

敷地周辺を拡大いたします。本施設の敷地は本市と海老名市の市境に位置しております。敷地周辺の都市施設としましては、隣接する海老名市に高座清掃施設組合清掃処理場がございます。鉄道は北側にJR東海道新幹線がございます。幹線道路は東西方向に県道43号藤沢厚木線が、南北方向に県道45号丸子中山茅ヶ崎線が位置しております。

用途地域の指定は、用途地域の指定のない区域、都市計画法で定める市街化調整区域で、建ぺい率50%、容積率80%が指定されております。なお、敷地周辺もすべて市街化調整区域でございます。海老名市域の新幹線北側に工業専用地域の指定がございますが、隣接には藤沢、海老名市両市とも住居系用途地域の指定はございません。

施設の概要につきましては、スクリーンに表示しているとおりでございます。

次に、本施設に関します法律の概要についてご説明いたします。

建築基準法第51条に「卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない」と規定されております。また、その他政令で定める処理施設とは、建築基準法施行令第130条の2の2に規定されております。本施設は、第1号の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行令第5条第1項のごみ処理施設、1日の処理能力が5トン以上のごみ処理施設に該当する一般廃棄物処理施設でございます。

ここで、本施設が一般廃棄物処理施設となる事由について簡単にご説明いたします。

本施設は、市内畜産農家から排出される家畜ふん、1日当たり23トン、植木生産農家からや造園業者等から排出される植木剪定枝12.6トン、学校給食卸売市場などからの食品残渣9.4トンから堆肥有効肥料を1日当たり13.4トン製造する施設でございます。家畜ふんは産業廃棄物に該当しますが、その処理施設は県知事の許可を要する産業廃棄物処理施設には該当いたしません。

次に、植木剪定枝、食品残渣は一般廃棄物に該当いたします。これらを1日当たり5トン以上処理することから、県知事の許可を要する一般廃棄物処理施設に該当し、かつ、建

建築基準法第 51 条における政令で定めるその他の処理施設となることから、特定行政庁の許可の対象となっております。

したがって、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、平成 17 年 2 月 17 日に開催されました第 109 回藤沢市都市計画審議会において、この位置の指定についてご審議いただき、具体的な内容等についての質疑の後、全員一致で原案どおり可決されたものでございます。

本施設の計画位置を含めた周辺地域は市街化調整区域として市街化が抑制され、農耕地が広がり、農業振興施策が展開されている地域でございます。本施設に搬入する家畜ふんは、宮原に隣接する打戻や瀬郷地内などにある畜産農家を対象とし、造園業者は藤沢市内でも宮原地内に多く、堆肥化する資源の発生場所及び肥料として利用される場所が接近しているため、互いの利便性が高いことに加えて施設として必要な土地の確保が可能であり、計画位置に隣接した場所に人家が無いなど、農業施策及び立地条件等を考慮して位置の選定を行ったものでございます。

その後、特定行政庁である藤沢市による建築基準法第 51 条ただし書許可により、平成 17 年度に施設建設工事に着手し、平成 18 年 12 月に本稼働いたしました。しかしながら、剪定枝及び食品残渣の搬入量が当初予定より少ないことにより、収支状況は赤字の状況となっております。スクリーンでは現在の稼働状況を示しておりますが、施設全体の稼働率につきましては、平成 20 年度は処理能力 1 万 6425 トンに対し 1 万 226 トン、62%で、19 年度の 8758 トン、54%より 8 ポイント程度の増加となっておりますが、収支状況は赤字の状況が続いております。平成 20 年度の収支は 19 年度より 2800 万円多い 8560 万円となっておりますが、支出については 1 億 3900 万円と 5340 万円の損失となっております。

経営はこのように非常に厳しい状況にあり、P F I 事業者である湘南エコファクトリー P F I 株式会社の経営破綻も想定される状況となりました。本市といたしましては、抜本的な収支改善策として、全体の稼働率を引き上げるためには原材料確保が経営改善の大きな柱となっていることから、今回、内容を一部変更したものでございます。具体的には、21 年度から食品残渣につきましては市内に店舗、事業所があり、複数の市町で事業展開している特定のスーパーから受け入れをしております。また、22 年度以降、茅ヶ崎市、寒川町の学校給食残渣及び公共事業の剪定枝の搬入を行う予定で両市町と協議を行っております。

施設の敷地、規模、構造、処理能力、処理方法、車両計画など、施設そのものには変更がないことから、建築基準法の手続上は変更許可等は不要でございますが、当初の計画時に本審議会でご審議いただいた内容と一部変更が生じたことから、本日も報告させていただきます。

以上、簡単ではございますが、有機質資源再生センターについて報告を終わります。

○会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明について何かご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

○A委員 第1にお聞きしたいのは、搬入量が非常に少ないということでございますけれども、この搬入量の少ない要因と申しますか、原因は、どのような原因だったのか。これは市役所のほうでシミュレーションをして、多分このくらいの量が入るだろうということで計画をされたと思うんですけれども、ほとんどが計画の半分ぐらいしか入っていないということなんですけれども、これはどういうふうな経緯でこのようなことになったのか。

特に私は気になりますのが、植木などの剪定枝が非常に少ないんですけれども、当時の市議会のいろいろな陳情を見ますと、賛否両論、大変多くの方の陳情が出されておりました。特に植木の剪定枝に関しては、植木組合が皆さん署名をして出されているということですから、これはかなり確保できるのではないかなということだと思っておりましたけれども、実際いざやってみると、ほとんど半分ぐらいしか出ていない。その辺の植木組合、あるいは植木組合等からの、なぜそうなったのか。その辺をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○事務局 まず、搬入量の少ない要因なんですけれども、食品残渣につきましては、事業者そのものが食品リサイクル法の浸透もありまして減量、そして発生抑制を行っているというのがございました。その理由と、あと、新たに資源再生センターに持ち込むには、ある一定の分別をお願いしています。細かなことになっていきますけれども、ビニール類だとか、はしとか、大きな骨であるとか、貝殻類であるとか、そういったものを除くような分別が必要になります。そんなことから排出するのに分別のコストがかかる。人を雇わなければいけないということがありまして、なかなか営業をしても、当初の生ごみという想定した数量があったんですけれども、それがそのまま出てこなかったということが1つございます。それが食品残渣の大きな理由です。

次に、植木剪定枝につきましては、今お話もありましたけれども、1つとしては大規模事業所、あるいは一般家庭の植木そのものが減少して搬入量自体が伸び悩んでおります。あと、今お話があった植木生産農家の持ち込みがないわけなんですけれども、これはやはり処理手数料が今現在、1万8000円という形で新たに契約する場合はなっておりますけれども、その金額が、造園業者の方は価格転嫁を発注主に転嫁できるんですけれども、植木生産農家については価格転嫁先がない。植木の需要も今減っているという中で、持ち込み手数料を払って持ち込むことがなかなか不可能だということで、今なされていないのが状況です。ですから、そういった植木生産農家へのこれからの対応として考えていかなければいけないと思っています。

○A委員 そうしますと、役所のほうの見込み違いということがかなりあったということだと思えるんですけれども。また、先ほどの説明ですと、今度は市外から食品残渣と剪定枝ですか。両方市外から入れるということなんですけれども、これまで累積している赤字分が2億6000万ぐらい。その分をこれから市外から入れたとして、果たしてそれが、全部本当にこれが経営として成り立つのかなというふうなことも感じるんですけれども、当時のいろいろな資料を見ますと反対の方もかなりいらっしやいまして、市外からとんでも

ないというふうな意見もありました。そういうことを照らし合わせてみますと、素直にここで、はい、市外からもいいですよと地域の賛同が得られるかどうかということがあると思うんですけども、その辺の、要するに地域住民、市外、その周辺の方の同意というものはどういうふうになっていますか。

○事務局 2月になりまして地元の宮原自治会にこのお話をさせていただきました。資源再生センターの運営状況、今後の経営改善のご説明を何度かさせていただきました。その中では、今お話しした原材料の一部を市外から搬入したいということと、あと、やはり地元としては、においのことが一番大きな問題ですので、施設の点検とか管理をしっかりと行ってほしいと。そんな中で検証しながらやっていくということで、3月末になりましたけれども、地元の組長会議あるいは総会、そしてもう一度地元への全体の説明会を繰り返しまして、ご理解をいただいたという形で4月から搬入をさせていただいているところです。

○A委員 そうしますと、地域ではもう理解をしているということによろしいわけですね。

○事務局 はい。そういうふうに思っています。

○A委員 あと、これは今までここ3、4年経過しまして、このような収支計画ですと、ほとんどこれは破綻に近いような状況なんですけれども、今後これを例えば市外から入れてきて、普通の事業として成り立つのかなというふうな感じはするんですけれども、もしこれが破綻した場合には、当時の経済部長等は藤沢市では引き受けないというようなことも言っていたような記憶がするんです。破綻をするおそれも十分あると思うんですけれども、破綻した場合の責任といたしますか、そのときの対応はどのようにするんですか。

○事務局 まず、収支計画のほうからお話しさせていただきますと、当初のこちらのほうの審議会においても、当初2、3年は赤字が続くでしょうと。15年の中での収支という答弁をさせていただいた経過がございます。ただ、ここで2億5000万以上の、予想以上の赤字が出ていることも事実でございます。この4月に、今お話ししたように地元のご理解をいただきまして、市外の食品残渣を搬入し始めて、食品残渣については目標値にほぼ入っている状況でございます。ただ、この収益構造等を考えますと、それ以外に堆肥の販売のほうを拡大していかなければいけないという大きな問題もございます。ここ3カ月の中で今実証的に進めて、今後の収支改善をどうするか、今、エコファクトリーと市と関係者と協議を重ねている状況でございます。ただ、やっぱり2億5000万以上の赤字を早急に解消するのは非常に難しい。当面は月間のキャッシュベースの中での収支をまず正常化して、これ以上の赤字を止める。そういう中で堆肥販売を進めながら赤字を減らしていくと。今はそういう段階でいろいろ進めております。

次に、破綻した場合ということでございます。そもそもこの事業というのは、家畜ふんの野積み等の処理ができない、家畜の排泄物の処理法が変わったことによって市が主体となって事業を提唱したものでございます。そういう中で、この事業というのはPFI方式

をとっておりますけれども、基本的には市が公共的な事業として展開しているという考え方でございます。SPCの破綻等を想定されても、基本的に、今、市の考え方は、事業を継続する考え方でございます。

では、どうするのかといいますと、PFIの今のSPCにかわる事業者を探すか、または市がやるか。2つに1つだと思います。万が一の場合は、まず事業は継続を優先した中で、その2つの方式の1つをとるという考え方でございます。

- A委員 農業関係の人は、この施設というものは非常に重要と思って、特に畜産農家などではいろいろ廃棄物の法律が変わったということで、非常に期待をしながらつくったわけですが、なかなかこれが経営が思うようにはいかない。今もこの販売先等のお話も出ましたが、当時の資料でもいろいろ、さがみ農協ですとか全農かながわ、三浦市農協、富士見園芸というところの、売り先もいろいろ考えていらっしやって、非常に前途洋々たる計画であったんですけども、実際的には、なかなかこの販売までもうまくいっていないようなお話でございますので、ひとつ、確かに剪定枝あるいは食品残渣が入って、それなりの肥料ができればそれなりの売り先があるかと思えます。特にこれから市外からいろいろ入ってくるのを食品残渣と剪定枝と、いろいろなバランスで、堆肥の成分もいろいろ変わってくると思うので、その辺のきちとした製品の確保をしていただけたらいいなと思っております。

何はともあれ、これは破綻をしたり、あるいは市のお荷物になるようなことになると大変厳しいものですから、ぜひとも慎重に再度計画をしていただいて、二度とこういうことのないような計画をしていただければということをお願いして質問を終わります。

- B委員 食品残渣についてですけれども、このことが決められたのが4年前であって、現在の技術では持ち込める残渣の品質であるとか分別というのが、技術がかなり進歩していると思うんです。だから、4年前の持ち込みの品質というか、制限というのではなくて、現在の技術に合ったような、持ち込める、または処理する品質という形に変えていかないと、中小だとか、いろんなそういう事前に分別ができないところのごみは持ち込めないのではないかと思います。ということで、その点について少し技術的な検討も加えていただければと思います。

- 事務局 今のことはご意見として承らせていただきたいと思います。

- C委員 今お聞きしていると、PFI事業そのものに対する多少の不安、疑問というのが出てくるんですが、私自身、国土交通省の、例の文科省のPFIの委員をやったり、横浜でPFIの審査委員をやったりしている経験から言っても、大体そのPFIで出てくる時の内容を見ると、これで大丈夫だなというふうに思って審査を完了するんですが、今回のように、いろんな社会の動きとか、ごみ問題で変わってきて、その数字が恐らく変化してきたということ。予測が変わったといひましようかね。そういうことで破綻の問題も出てくる。そうすると、このPFIの制度そのものはイギリスからやってきたわけですが、その日本版というか、その見直し案的なものを藤沢市も考えなければいけない時

期なのではないか。

私は簡単に申し上げると、日本全体が少しPFIを安易に考え過ぎていたのではないかと、そういうような気がしますので、今後、事実としてこうなってきたのはしょうがないことです。いろいろ努力されることも大いに結構で、それを期待したいと思いますが、PFIそのものももう1回見直す必要があるかもしれないということを、ある種意見、感想として申し上げておきます。

○会長 ありがとうございます。ほかにご意見、ご質問ありませんか。よろしいでしょうか。

大変重要なお指摘が幾つかございました。今後の運営、あるいは検討に直接的に影響する話と、それから、少し背景をしっかりと考えてほしい話と、両方あったと思いますが、関係者の皆さんに頑張っていただきたいと思います。

それでは、この件については以上で終了いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

○会長 続きまして、報告事項、その他ということになっておりますが、審議会の資料集の中に4点ございますので、それぞれ順にご説明をいただきます。

○事務局 それでは、私のほうから藤沢市都市マスタープラン改定に向けた諮問以降の経過についてご報告させていただきます。

資料2-1をご覧くださいませでしょうか。前回審議会の議第3号といたしまして、藤沢市都市マスタープランの改定について諮問いたしました、これ以降の経過などについてご報告申し上げます。

まず、本プランの改定案を策定する藤沢市都市マスタープラン策定協議会の設置にあたって制定した要綱に基づき、委員を1ページのように決定し、お願いしております。全30名のうち、13地区からの選出と公募の4名を足しまして市民代表が17名を予定しております、全体の過半数を占めております。また、学識経験者として、都市計画やその他関連する各分野の先生を8名予定しているほか、農協や商工会議所の関係団体等に加わっていただきます。案の策定に向け6回程度の開催を予定しております、第1回策定協議会を来週の6月5日に予定しております。

次に、2ページをご覧ください。改定作業を進める際の考え方を整理いたしました。

1点目といたしまして、制度面での改正に対応することとし、市民主体のまちづくりを支援する制度等が充実してきた背景を踏まえ、質の高い市街地や居住環境の維持、形成促進に向けた考え方や方針等について検討してまいります。

2点目として、現行の都市マスタープラン策定時に想定していなかった土地利用転換や、新たなプロジェクト等を反映すべく、その位置づけや考え方の見直しを検討してまいります。

3点目として、現在進めております第6回線引きの見直しにおいて県が定める整備、開発及び保全の方針との役割分担により、事業や施策を見据えた見直しを検討してまいりま

す。

改定の考え方の4点目として、少子高齢化、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化を的確にとらえ、取り組みの強化、充実を検討してまいります。特に、自然環境との共生や地球環境問題に配慮した都市形成、都市づくりへの取組、人口減少を見据えた都市形成や都市基盤施設の更新等を踏まえた都市づくり等への取組、防犯等新たな視点を含めた安心安全に対応したまちづくりへの取組、「市民の目線で市民経営を」「市民力・地域力を活かした地域経営を」をもとにした都市づくりへの取組については重点的に検討してまいります。

この改定作業を進める際の考え方をたたき台として、今後、策定協議会等でさまざまなご意見、ご指導をいただき、改定案を策定してまいります。

参考としまして、3ページに検討スケジュールをお示ししました。前回諮問した際の資料から一部微調整をしておりますが、おおむね同じ内容となっております。今後、策定協議会を中心に検討し、素案や案等を作成していただく予定でございます。並行して13地区別に説明会、意見交換会等を開催し、市民との協働、連携による検討を進めてまいります。また、今年度から検討が行われる新総合計画とは整合、調整を図りながら改定作業を進めてまいります。今後は、案がまとまった段階で本審議会でご意見をいただくこととなりますが、それまでの間においても策定協議会のご意見や検討内容等をあわせながら、随時報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 会長　これはマスタープランの改定作業をスタートさせますという段階ですので、自身はこれからですが、2ページ、3ページにかけて基本的な着眼点のようなものがあります。このあたりについてご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。
- D委員　ちょっと教えていただきたいんですが、2ページの6行目のところの少し後ろ半分くらいで「市民主体のまちづくりを支援する制度等が充実してきた中で」と書かれていますけれども、具体的にこれはどういう支援する制度が充実してきたのか。これはもう教えていただけますか。
- 事務局　まず、市民主体の制度といいますと、どんな都市計画制度におきましても、行政が案をつくるだけではなくて素案をつくる段階で市民からのご意見、いろいろなご要望を聞きながら進めていくのが大前提ではございますが、まず、その中でも特に地区計画制度というものが、地区の皆様の考え方を直接都市計画に盛り込んでいくという制度がございますので、この地区計画制度については藤沢市としましても随分前からPRをして、これまでも大分箇所数を決定してまいりました。その中で、特に地区計画の手の届く範囲を定めまして、申し出制度という形で市民のほうから、あるいは土地所有者等の3分の2以上の同意があれば地区計画の申し出をできるという制度がございます。この条例につきましては、いち早く藤沢市のほうでも定めまして、これまで何カ所か、その申し出制度に基づいての地区計画を決定してきているところがございます。その後、その地区計画だけでなく、その他の整備、開発及び保全の方針等の都市計画のマスタープラン以外の都市計画

の案件につきましては、市民から直接提案をできる制度、都市計画の提案制度というのが新たに法律の中に定められまして、こちらのほうにつきましては、まだ藤沢市では事例はございませんけれども、こういったものも今後かなり出てくるのではないかなというふうに想定されます。

こういうような、いろいろな手続自体が法、条例等で市民主体で提案することもできるようになってきておりますので、それだけではないんですけれども、すべての都市計画において皆さんのご意見を取り込みながら都市計画を定めていくというのが基本方針でございますので、都市マスタープランの改定に当たりまして、その辺の考え方をマスタープランの中に盛り込んでいきたいということでございます。

○事務局　あと1つ補足ということで。

藤沢市の場合は平成元年に景観条例というものをつくりまして、約20年ぐらい運用してきておりまして、3年前に、景観みどり三法と書いてありますけれども、景観法ができて、それに基づく新しい条例に変更しておりますので、その中で、地域で景観を主体としたまちづくりを行う場合に、地域で協議会をつくっていただいて、その地域のまちづくりを考えていくと。それに対して市もある意味、支援という意味では、その協議会に対して専門家を派遣したりとか、いろんな資金的な運営費を助成したりとか、そういうのをしながら地域のまちづくりを支援するような制度がございます。

○E委員　2つほどちょっと教えていただきたい、あるいはご意見申し上げたいと思います。

マスタープランを改定されるわけですから、基本的な考え方といいますか、都市づくりの基本方針が2ページの下のほうにございますけれども、これがまずあって、それで、上のほうにあるようなもろもろのものを位置づけていくというふうにしておかないと、いろいろ大変ではなからうか。その地域の計画をつくられるということだろうと思いますけれども、やはりトータルとして、都市のマスタープランというのはどうあるべきかというところについての位置づけは、まず最初にはっきりさせておかれたほうがよからう。多分そういう趣旨かとは思いますが、この4番目に並んでいますので若干気になる場所ですね。これが1つです。

あと、やはり地域の皆さんのご意見を相当反映させるということだと思いますが、相当これまでにやってこられたんでしょうけれども、1年間の中でそこまで持っていくというのは、これはなかなか大変なことだと思いますので、ちょっとそこらのいきさつを教えてくださいと、私からのお願いというのは、できるだけ市民の皆さんのご意見が入ったような形でまとめられる。いわば空間計画といいますか、総合計画の中で空間計画のベースとなるのは、この都市マスだろうと思いますので、そういう面では非常に大事な計画だと思いますから、そこらは気をつけておかれたほうがいいのではないかと思います。

○会長　後半のほうのはご質問も含まれていましたので。

○事務局　1点目のほうの、まず4番目に、社会経済情勢の急激な変化というところで、

おっしゃられるとおり、これが主題でございまして、資料の書き方の順番といたしましておかしなところがあると思います。ご指摘ありがとうございます。

市民との地区のマスタープランも含めてどのように策定していくのかということなんですけれども、今回は、あくまで現在あります都市マスタープランの改定という形で考えてございまして、現行の都市マスタープランを10年前に策定したときは、地区の方々と本当にひざを交えて、もう何回も何回も、何十回も議論しながら積み上げてきた現在のマスタープランということでございますので、今回、その1年間の中でそこまでということは、なかなかできませんし、また、そこまでマスタープランそのものが大きく変わるということはあり得ませんので、そこまでやる必要はないだろうと。基本的な都市のまちづくりの考え方、地区のまちづくりの考え方大きく変わるものではないけれども、先ほどご説明いたしました法制度ですとか、そういうことも含めていろいろ変わってきている事実、あるいは社会情勢が変わってきている事実、そういうものを踏まえて、今後の藤沢市のまちづくりをどういうふうにしていくのかを地域の皆さんと一緒に考えていく。策定協議会の中にも市民代表の方が17名入っていらっしゃると思いますので、その中で十分に市民の方とも意見交換をした中で、さらに、大体2回から3回程度を予定しておりますけれども、各地区別、13地区別に意見交換をさらにした上で策定をしていくということを考えております。

○E委員 では、1つだけつけ加えさせていただきますけれども、多分ここ10年間はそんなに大きな変化はないと思いますが、20年たちますともものすごい大きな変化。特に高齢化ですね。そのこのところについては相当に変わってくると思いますので、やはりあと10年先ぐらいには再度見直しぐらいに考えておかれたほうが無難かなという感じはしますね。

○会長 10年は長いんじゃないですか。

○C委員 経営戦略的に申し上げますと、これはやはり今までやってきたものがそろそろ見直しということで、こういうことをやるのは大いに結構だと思うんですが、経営戦略的に言えばステークホルダー、いわゆる利害関係者といいたいでしょうか、受益者といいたいでしょうか、そういうものを非常に大事にしながら戦略を立てていくということですね。

その場合、この今の2ページを見ますと項目が4つ出てくる。これは結構なんですけれども、この関係性みたいなやつもやっぱりつくっておく必要がある。要するにパートチャート図ですね。PERTチャート。そういう関連性の、どうやってどう行くと矢印がこうなって、ここがクリティカルパス、クリティカルポイントというか、これを解決しないとこっちへ行かないぞみたいな。ああいう戦略的なパートのチャートをここに入れたらものすごくわかりやすくなるわけですね。どっちが大事でどっちが大事じゃないかという、それもあるかもしれませんが、恐らく関係性だと思っているんですね、措置というのは。だから、そういうようなパートチャートをつくと非常に見やすくなるのではないかとこのように意見として申し上げておきます。

○会長 それはもう担当の方の頭の整理上も、ぜひやったほうがいいのではないのでしょうか。

ほかにご意見ありませんか。

では、私の個人的な意見なんですけど、先ほどE委員が言われた4番目以降がベースであって、そこであと個別話題が出てくるということ。そのとおりだと思うんですが、4番目のことを抽象的にやっても実は余り、藤沢はまだ目に見えては出ていないんですよ。私のおつき合いしている三浦市なんていうのは、もう目に見えてこのことが出てきているので、それが直接的にマスタープランに反映するような段階に来ちゃっているんですけれどもね。このままだと抽象的には認識しているけれども、何も具体的に反映されないというふうになりかねない気がちょっとするので。

湘南ライフタウンは私は余り詳しくは存じ上げていませんが、例えば湘南ライフタウンのような団地が向こう10年、20年経つとどういう事態が発生して、それに対して行政的にどういふ手当が必要だ、あるいは社会的にどういふサポートが必要だというようなことを少し具体的に検討した上で、それは、先ほどのE委員の話で言えば、この10年、あるいはこの7、8年は、そのことはまだ置いておいてもいいというふうに確認した上でつくるといふようなことをやらないと、非常に観念的で、さわっただけになる可能性がありますので、そこはぜひお考えいただきたい。

それから、2点目は、これからの10年ぐらいを見通したときの、これは私の個人的な願望ですが、重要テーマの1つは、やっぱり1つは緑の保全。ただ、パワーがないんですよ。予算がないので、結局はいろいろ言っているけれども、どんどんどんどん着々と動いていっちゃうというのは相変わらず続いている。藤沢は非常に大事なところに、要所に緑があるという感じがするので、緑の保全というのを本当に担保できる状況をきちっとつくっていく必要があります。

もう1点は、都市計画というものは相変わらず私はまだ市民権を得ていないと思うんです。普通の方にとって都市計画とは何か、余り身近な実感のあるものではないということなんですけど、本来は都市計画というものは市民の生活に直結する非常に有力な社会システムなんですね。そのことが十分一般の人には浸透していないと思うので、それをどういふ措置、手当てをしていけば、そこへだんだんつながっていくかということ、真剣にこの際考えていただきたいと思います。

ちょっと私見を述べ過ぎました。ほかにご意見、ご質問ありますか。

○F委員 私がちょっと気になったのが、今、会長もおっしゃったんですが、都市計画は市民権がまだ得られていないというもののあらわれかなと思うんですが、地区の代表の名簿を見せていただいたときに、女性の方が1人しかいらっしやらないんです。こうなってくるとかなり、特に地域の話というのは女性の目線、お子さんのことだったり、そういったことが非常にこれから出てくる話だと思うんですが、もしかしたら榮さんも女性かもしれないんですが、見る限り、代表の方は上から2番目の鶴沼地区の方しかいられないよ

うに見える。下のほうはお2人いらっしゃるのかなと思いますが、非常に市民代表の中に女性が少ないというのが、ちょっと私としては気になりました。

もう委員としてなられているので、それを今さら言っても仕方ないんだと思うんですが、そういった意味では市民参画で意見交換会をなさるときに、ぜひ女性、主婦の方なりがご参加いただけるような時間帯に組むとか、そういったことに配慮いただきたいと思います。

○A委員 先ほど座長のほうから緑ということでお話がありました。私も農家ですけれども、その緑というのが、これを残すのが非常に厳しいということで、横浜市では横浜みどり新税というのができまして、何とか屋敷林ですとか、そういうものを残そうじゃないかということで、今回4月からですか。新しい税金ができました。藤沢市でもその税金をつくれというふうなことは私は申しませんが、その緑を残すためにはどのようにしたらいいのかということ、実際もう少し積極的に考えていただかないと、国のほうからの税金でほとんどがなくなってしまうんですよ。要するに、相続税ですとか、そういうふうな大きな税金で、ほとんど農家のそういうふうなものがなくなってしまう。

ですから、藤沢市として新しい都市計画をつくるにあたってはぜひともそういう、片やこれから確かに人口は減っていきます。いろいろ高齢化も進んでいきます。そのときに本当の人間が住みやすい町をつくるには、やはり緑が必要だと思いますので、その辺は積極的に都市計画のほうでもお考えを願いたいと思います。

○会長 ほかにありませんか。

よろしければ、では、この件についてはご報告ということで終了したいと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

○会長 では、続いて、次の案件についてご説明をお願いします。

○事務局 都市計画道路見直しの前回報告以降の経過についてご説明を申し上げます。資料は2-2-1、2-2-2を使用いたします。それから、後ほどパワーポイントも併用してご説明させていただきます。

それでは、都市計画道路の見直しにつきまして、前回、2月の都市計画審議会以降の経過についてご説明、ご報告をさせていただきます。

この見直しにつきましては、前回の審議会において設置のご承認をいただきました都市計画道路見直し専門部会でE部会長、J委員、K委員の3名の委員の方々にご出席いただき、作業を進めているところでございます。

専門部会につきましては、第1回目を4月20日に開催いたしました。内容といたしましては、今後のスケジュール、あるいは見直しの対象、予定の路線26路線の状況などについてのご説明をさせていただき、ご議論をいただいたということでございます。さらに、第2回目の部会、これが先週の月曜日、5月18日に開催をいたしまして、藤沢市の南部の地域を中心に現地視察を行いました。未着手の道路部分の現況を委員の方々にご覧いただきました。

それでは、その現地視察を行った箇所の一部についてパワーポイントでご覧いただきました

いと思います。

まず初めに、横浜藤沢線という都市計画道路の計画地がかかります川名緑地でございます。こちらが航空写真でございます。川名緑地は藤沢市の市街化区域において非常に貴重な自然を有しているところでありまして、市といたしましても積極的に保全をしていくという意思を持っております。

この写真は川名緑地の入り口部分でございます。自動車での進入が難しいところで、徒歩で入っていただきました。ご覧のように緑に囲まれた大変自然環境が豊かな土地であります。横浜藤沢線につきましては、本市といたしましても、本市東側の南北方向の都市間需要に対応するとともに、湘南海岸に向かう目的に対処する非常に重要な路線と認識をしておりまして、環境との共生を図りながら整備を進める必要があると考えております。現在は事業主体である神奈川県を中心に地元住民への説明を行っているという段階でございます。

続きまして、鵜沼地区の現況の把握のため、鵜沼新屋敷線という未着手の都市計画道路の計画線に近いようなルートを東から西へ通過いたしました。

こちらが航空写真でございます。都市計画道路鵜沼新屋敷線の計画線が黄色、実際に通過したルートを赤色で表示しております。鵜沼地区は年々住宅の敷地が細分化されるというような課題、あるいは狭隘道路の問題、また、それに伴う防災上の問題を掲げております。こちらの航空写真からも住宅が非常に密集して道路が狭小な状況がおわかりになるかと思っております。

現地視察の際の写真でございますが、まずは江の島電鉄、通称江ノ電の踏切を通ります。鵜沼地区を通る予定の都市計画道路は、そのほとんどが江ノ電あるいは小田急という鉄道と交差することになります。現都市計画決定の内容では平面交差となっておりますが、その交差方法についてはいろいろな視点からの検証が必要になってくると思っております。

先ほども申しましたように、鵜沼地区の道路については、そのほとんどが4メートルにも満たないような道路であり、自動車のすれ違いが非常に難しい状況がございます。こちらは鵜沼地区の中では比較的広い道路ではありますが、歩道もなく、通学をしている子供たちが非常に危険な状態だということがおわかりになると思っております。

こちらが小田急江ノ島線の本鵜沼駅直近のメイン道路です。駅前のメイン道路にもかかわらず、幅員が4メートルあるかというような状況でございます。さらに、この先に、ちょっと見にくいですが、江ノ電との交差問題とともに、小田急江ノ島線との交差についても検討が必要です。ご覧いただいたように、鵜沼地区に関しては道路が狭い状況があるため、緊急車両の進入も厳しく、避難路の確保という点など、防災機能からも都市計画道路の必要性が高いというふうを考えているところでございます。

続きまして、石名坂立石線という未着手の都市計画道路に沿った、こちらの現道を通して現地の状況を視察いたしました。

航空写真をご覧ください。黄色で示している計画線に対して、現道が赤色で示してある

とおり蛇行しております。これは現地の高低差があることによるもので、こちらの写真が現地を走っているときの様子です。蛇行してもかなりの縦断勾配があります。

こちらが、上まで上がって坂の上から下のほうを見たときの状況でございます。かなりの高低差があるようなことがおわかりになると思います。坂の上と下とでは約 43 メートルという高低差があり、部分的には 15%以上の縦断勾配が必要な部分が生じることになります。現計画線がかなり直線的な計画のため、その縦断勾配については検証が必要になってくる路線でございます。

以上で現地視察の状況についての報告を終わりたいと思います。

今回の現地視察につきましては、時間の都合上、市域南部を中心としたものとなりましたが、今回は回ることができなかった北部地域の状況につきましても、機会をとらえて実施してまいりたいと考えております。

また、今後の予定といたしましては、次回、第 3 回目の専門部会を 6 月 8 日に予定しており、そこでは必要性の検証方法についてご議論いただく予定としております。その後、来年 3 月の見直し素案の公表までに、おおむね 2 カ月に 1 回程度、専門部会を開催させていただきながら作業を進めてまいります。その間、本審議会のほうにも随時ご報告をさせていただきますと考えております。

都市計画道路の見直しの経過につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ご意見いただきたいと思いますが、その前に部会長の E 委員、何か補足等ございますか。

○E 委員 部会長を仰せつかりました E でございます。

都市計画道路の見直しというのは、もともと、言うならば建築制限を相当長くかけていて、いろいろと問題が生じているのではなかろうかというようなものも背景にあって、そのために路線ごとに見直すというような色彩が強いというふうにとらえていますけれども、やはり全体を見たときに、先ほどの都市マスと申しますか、いわゆる全体像との関係の中でとらえていかななくてはならない。そういうようなものも多いと思いますので、次回はそういうようなもの。ちょっと大げさに言いますと理念と申しますか、そういったようなものについても議論をしながら個別路線を考えていきたいと考えております。

それから、大きな路線ですね。特に県のほうで事業をなさると考えられそうなものについては、藤沢市の中だけで考えるというわけにはいきませんが、ただ、藤沢市内に存在するわけですから、その存在という面と、先ほど出てきましたような緑とかですね。そういったようなものについては、やはり十分考えながらやっていく必要があるんだろうと。ですから、その機能は受け入れつつも、そこでの存在のあり方については、いろいろ議論していく必要があるんだろうと思います。

あともう 1 つ、見ていて感じますのは、昭和 30 年代ぐらいの計画が結構多いわけで、

当時は測量技術とか図面の精度、計画にかける時間とかといったようなものが多分あったんだと思いますが、少し物理的に困難。これはやはりどうしても見直しておく必要があるのではなかろうかというようなものも見受けられますので、これらもまさしくそういう物理的な条件との整合性、当然その機能についても検討していくことになると思いますが、そういうようなところについて着眼しながら考えていくというふうにしたいと考えているところです。

○会長　　ありがとうございました。

それでは、今のご説明に対してご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○C委員　　単なる質問なんですけれども、この見直しのとくに、今、E委員がおっしゃったように、30年のころのやつなのでということで、そのとおりで、今どうなっているか。その今どうなっているかという現状分析のところ、どのぐらい分析が行われるかどうか。全体的にその必要性というのは当然必要です。ですから、それはやらなければいけない。それとともに、この道路は交通量がどのぐらいで、歩行者数がどのぐらいで、歩行者通行量の中でも、おじいちゃん、おばあちゃん、お年寄りとお子さん、学童がどのぐらい歩いているか。だから歩道が絶対必要なんだとか、そういう必要性がきちんと言われないと、住民の方はただ反対、反対になるかもしれません。

そして、鵜沼だったら鵜沼というところを、緑の問題もありますけれども、その中で防災計画をこう立てているけれども、どうしてもこれがだめだからここにいるんだとか、そういう理由づけといたしまししょうか、それがはっきりしないと、前にやった県のほうからも圧力があるでしょうし、国のほうからも来るでしょうし、市としてどうしたらいいんだというのがいつもあると思うんですが、その辺のところをきちんと踏まえて言えば、かなりきちっと上に向かって——上じゃないですね。どっちが上か下かわからないですが、言えるのではないかなというふうな思いをしているんですが、それはちゃんとやられているということで理解していいですか。

○事務局　　専門部会のほうでもいろいろご議論いただきまして、確かにこの道路の見直しの進め方の中では、主に大きな道路のネットワークですとか、そういう視点がやはりどうしてもあるんですが、一方で、一般の市民の方々の若干のギャップがあるんじゃないかと。それはC先生が言われたような、いわゆるそういう防災面ですとか、あるいは歩行者の安全ですとか、そういう視点がうまくかみ合うのかどうかということがございますので、そういったことも含めて検証してまいりたいと考えております。

○C委員　　いやいや、していますかということなんだよ。これからなんですか、それは。

○事務局　　部会の中でもご指摘いただいています。

○C委員　　いや、やらないと説得力がないですよ。写真だけで、ここは車がいっぱい通っていますなんて言うだけではね。

○事務局　　そうですね。そんなふうに今、進めていこうと考えております。

○E委員　　C先生のご質問の中に、歩行者数がどうのというようなところまでというこ

とですけれども、これはそれほど精度の高いもので求められるとは、ちょっと考えられません。自動車交通量についても、言うならば1キロ置きぐらいの道路というものを今の交通需要予測でちゃんとできるかといいますと、これはなかなか難しいので、やはり断面でとらえるとか、全体、日本の道路を合わせてこれぐらいという形でとらえるくらいにして、大体交通量から見て、こういうような交通がこの路線には出てくるのではなからうかというふうな話はできるかと思いますが、数値についてこのところで事務局のほうでやりますとは、余りおっしゃらないほうが私はいいだろうと思います。ある程度はそういうことはできますけれども、まだそこまでの精度の高いといいますか、そのところは難しいので、その説明の仕方をもう少し工夫したほうがいいだろうというふうに私は思っています。

○C委員 実際には鶴沼に住んでいますと、学童は頭が本能的に、この道のほうが安全だとわかっているんですよ。それで、そこを通っている。ということは、こっちを通ると近いんだけれども歩道がないとかね。いろいろ見ると学童のほうがすばらしいですよ。歩道ありきというのはもう当然だと思いますので。そこはだって、今、18%ぐらいでしょう。藤沢市の中で歩道がある道路というのはね。

それから、学校がどこにあるか、どうやって行くんだというあたり。これはやはり道路だけではなくて、マスタープランのほうに行きますけれども、藤沢市全体としてそういうことを考えないと、住民サイドに立ったんだと言えないですよ。それを申し上げたいわけ。

それから、前にも言いましたけれども、隅切りをまずやらなければいけないよと。細い道路だってしょうがないんですよ。これを広げろというのはなかなか難しい。消防自動車が入るためには隅切りが必要だということは、もういつも言っておられて、それこそ、どこがクリティカルポイントかというのをちゃんと調べて、ちょっとそこだけは広げることぐらいしないと、もう都市計画道路はこういうようなことをやるのも結構なんですけれども、それ以前に、その辺の問題が住民サイドとしてはあるのではないのでしょうか。隅切りをやっていても電柱が立ったりしているんですよ。そうすると隅切りの効果がないんですよ。そういう細かいところもやっていかないと、地方自治体としてうまくいかないんじゃないですかという意見なんですけれども。

○E委員 全くおっしゃるとおりです。ただ、この部会の中でそこまでできるかはわかりませんが、それはもう市のほうでなさるべきことの大事なところだと思います。

先生、申し上げておきますけれども、このいわゆる都市計画道路の見直しというのは、もともと路線別に見直そうということになっておりますので、そこらについての勉強は市のほうでも相当なさっておられると思っております。それに加えて、今先生おっしゃられるように、地域の防災のあり方とか市全体の都市計画のあり方も加味しながら道路を見ていったほうがいいだろうという趣旨でございます。

○C委員 見直しですからね。やっぱりいろんな角度から見たほうがいいかな。こういう意見ですよ。

○会長 G委員のご発言の前に、今のお2人の話で、実は、この議論を最初始める前に、

たしか似たようなというか、ニュアンスの近い議論があつて、要するに、今回の作業は既定路線が必要か必要でないかということに、作業としてはそれに限定されているけれども、その過程でいろいろ検討事項が出てくるのではないか。それについては一種の宿題のように、ちゃんと行政的にフォローしてくれという議論があつたと思うんですね。そういう形で、そこはそういう覚悟でよろしいんですね、事務局は。

- 事務局　昨年度、確かにそういうご議論もいただいております、狭隘道路の問題ですとか自転車の問題等もあつたと思います。それらについても、それぞれのセクションでもまた検討も進めておりますし、今いただいた防災面の観点も検証の中にも当然入ってくるわけですが、そういった仕切りでお願いしたいと考えております。
- 事務局　一言補足をさせていただきますが、C委員がおっしゃつたのは、地域の生活に密着なところがかかなりあるかと思ひます。全体の都市計画道路のネットワークとともに。そういう点については、やはり都市マスタープランの中の地区別の構想といひますか、そういったものも策定していこうと。今回、都市マスの中では全体構想と地区別構想がござひます。その地域の都市計画のあり方。そういう中で、やはり今の生活道路の問題とかがかなり出てくると思ひますので、そういった点では十分、そういう中での考え方の整理はしておきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
- G委員　大変単純な質問なんですけど、私は民間企業育ちなものですから、大体こういういろんな計画をするときには、まず投資額といひますか、費用がありきで物事を決めてきていますので、これは当初のマスタープランの改定といひますので、当初はこういう計画で、それをずっと今まで来たと思ひますが、例えば鶴沼を見ますと、かなり町中を直線で道路を敷こうといひます、それから、これを見ますと、これをもし実現するとすると相当の費用がかかるのかなといひます。率直に感じています。実際問題、これは絵にかいたもちにならないように、ぜひ実現されるべきだろつと思ひておるんですけど、この辺の裏づけはどういふことになっておるのか。ちょっと私、よくわからないものですから、市のお願ひしたいと思ひています。
- 事務局　金額といひますか、その費用については、これはこの見直しの中で、当然路線ごとにいろいろ、先ほどの説明の中にもありましたが鉄道等の交差とか、そういったいろんな条件によつて金額がそれぞれ出てきます。そういった概算については、この見直しの中で個別路線ごとに金額もはじいていくといひます。ただ、それと並行して必要性といひますことも当然あるわけですから、それらの両方面からいって、検証の中で当然建設費用、必要性をあわせて検証していく予定になっております。ですから、当然、そういった道路の建設に当たつての用地買収ですとか工事の費用も、検証の中に入つてくるとお考へいただひて結構かと思ひます。
- 事務局　若干補足をさせていただきます。

これまで藤沢市は約3分の2ぐらい都市計画道路ができてきておりますが、それは昭和32年に当初、都市計画決定されて、これまで非常に長い年月がかかつてそこまで来てい

るわけですね。それはいろんな事業に合わせて投資をしてきております。こういった都市計画道路の見直しをして、位置づけをして、今回はどういう優先順位でやったらいいかというところを一応見ていくこととなりますけれども、では、実際の事業ということになりますと、それについてはやはり毎年毎年の市の予算というものがございます。そういう中で、例えば5年間の計画ということになりますと、市の総合計画を立てていきますので、その総合計画の中で位置づけをして、大体どれくらいの投資でどういう路線からやっていくかという位置づけになってきますので、ここで示されたものがすぐに、例えば10年間でやってしまうとかということには、なかなか結びつかない。そういう計画道路としてはこうあって、その中での優先順位枠を決めていきますけれども、実際の事業化に当たっては予算、それから総合計画の兼ね合いの中で決められていくということがございますので、その点だけはぜひご理解をいただきたいと思います。

○C委員 1つだけ質問させてください。

地域の中でいろいろ問題視する人がいて、私も聞かれてわからなくなっているのですが、聞きしたいんですが、パワーポイントの3と4のあたりで横浜藤沢線。これは、あそこの川名緑地でしたっけ、何でしたっけ。あそこのところ。何といたしましたっけ。緑のところ。

○事務局 川名緑地です。

○C委員 その問題がどうなっているかということ盛んに言う方がいらっしゃいます。せっかくのこの里山というか、谷戸地というか、その緑が大事だと言っておきながら、ここにどうやって通すんだと。これはトンネルか何かなのかというのが1つ。環境の問題としてどうとらえるかというのを聞かれました。それが1つ。

もう1つは、これをつくることによって本当に車がスムーズに流れるのかどうか。横浜のほうからこう来ますよね。ここまでずっと行って134号線にぶつかるわけでしょう。今、134号線はすごく混んでいるじゃないですか。ここを通すともっとスムーズになるのか。それとも、もっともって混んでくるのか。この辺のところ。そういう意味で、先ほどのE委員さんにも関係あるんですけども、交通量とか、そういう問題も解決していますかと。これがますます混むのでは、何をやっているのということになっちゃう。こういうのを含めて、今、地元の人から大体まとめると2つの大きな質問が私に来ているので、ちょっとお聞きしたい。こういうことです。

○事務局 横浜藤沢線については、今、地下というようなことを検討しているというのが、県が主体になっていますが、そういうふう聞いております。

それから、効果ですが、これは当然、混雑解消が1つあるわけですし、先ほどの説明の中にもありましたように、横浜とか東京方面から海岸に来る、この縦軸といいますか、交通の処理が非常に重要な路線ということですので、そういった効果があるということで進めております。

○C委員 ますます混むんじゃないのとか、渋滞が激しくなるんじゃないのという質問をされると、僕はわからないんですよね、はっきり言って。

- 事務局　　ここの横浜藤沢線が通るということは、もともとの考え方としては、首都圏と湘南海岸を結ぶ重要な路線。だから、藤沢市の中にありましては、中心の駅周辺を通らずに首都圏のほうへ持っていく。そういう意味では藤沢駅周辺の混雑の緩和には大きく寄与するだろうと考えております。
- C委員　　だから、シミュレーションでそういうのはあるんですか。考えるのは結構ですけれどもね。僕も感想は述べられるんだけど、本当にそうなのかというので、ちょっと数字をというふうに申し上げたんですが、そこまでは無理かもしれないとおっしゃられたので。
- E委員　　横浜線みたいな大幹線はそれなりのものは出ます。小さな路線はちょっと厳しいので。
- C委員　　これは結構質問されるんですよ、ここは。
- E委員　　あとは、やはり 134 号線との交差の部分については、今のお話で、ちょっと念入りに考察しておいたほうがよさそうですね。
- C委員　　そこに車が引き込んだらどうなるんですかということですね。134 号線のね。
- 事務局　　まだそこまでは具体化までは……。
- C委員　　それはおかしいじゃないですか。まだなんですか。
- 事務局　　今の段階では川名のところから片瀬まで。一応その 467 号に結びつくところまで。そのところについて神奈川県さんのほうで今考え方をまとめていただいてきておりますので、その考えをもとに、今地元のほうに説明をさせていただいていると。
- C委員　　あの江の島街道だって物すごく混むでしょう。またそこへつなげるかということですけども。そうすると、すつと行くんですかね。逆でしょうということなんですよ。難しいですね。
- 会長　　いずれにしても、流れの量がどういう影響を与えるかは、一応骨になるような道路についてはちゃんと数字は出ているでしょう。
- 事務局　　そういう幹線道路については基本的なネットワーク情報が必要になってきますので。
- D委員　　ごめんなさい。鶴沼の航空写真をちょっと出していただけますか。
この写真を見せていただくと、もうもろに住宅地の上を通っている。さっきのG委員のご指摘にもあったんですけども、このような状況の中で一体どのような手法とか手段を使いながら、この計画が可能なのか。その辺がどうすれば一体可能なんですか。あるいは、どんな状況になればこの道路が作れる可能性があるんですかというのが素人には全くわからない。どうやっても不可能じゃないかなという気がするんですよ。関東震災が起って建物の3分の1壊れましたというときには可能性があるかなと。それ以外の状況の中でこういう路線がどういう手法で可能だとお考えになっているのか。もうちょっとお伺いできないかな。ごめんなさい、本当の素人の質問で。
- 会長　　現に建物が建っているところでの事業なんかはたくさんありますからね。そう

いう事例も少しご紹介しながら。

○事務局 主に鶴沼地域、南の地域というところという状況が多いようですが、やはり大きな区画整理という形は、なかなかちょっと今、現段階ではとれないだろうと。また、沿道型の区画整理という形での道路もなかなか厳しいという中では、個別のいわゆる用地買収ですとか、そういう中で少しずつ進めていくことも、何年かかるということであれば、それは数十年単位になってしまうということですが、しかし、必要ということであれば、やはりそれは急にできるというものではないんですが、時間をかけてでもやっていくと。

それから、また一方、最近の工法でいけば、トンネルといいますか、地下化とか、そういった工法もございますが、それについてもいろんな費用面も当然考えていかなければいけないという中でございます。ただ、具体化ということになれば、なかなか短期間でやるのは非常に難しいです。

○事務局 1つフォローさせていただきます。

やはり藤沢のJRから南の地域、特に鶴沼とか辻堂地域の都市計画道路というのは、なかなかできていないのが実情です。その中で長年かけてやってできたのが、辻堂駅から南へ海浜公園のほうへ行く辻堂駅南海岸線という道路があります。これも地域の方々ともいろいろ議論しつつ進めてきたんですが、やはりその時々に必要な道路について、例えばこの土地が買えるとかというようなことがあれば、そういう随時買収をしながらやってきたというのが、やってきて初めてできたのが、その辻堂駅南海岸線です。ただ、今の時代では、買収をしても何年も持っているわけにはなかなかいかない状況がございますので、そういった点では道路事業をどういうふうに進めていくかというのは非常に大変なところであります。

今、駅の南側でありますと鶴沼奥田線というものがあります。ここについては、藤沢市としては小田急線の西側の部分ですね。そちらはかなり用地も少しずつ手当てをしてきているところですので、そういう用地を手当てしながら、少し長い年月になりますが、何年かけて事業化していくということで今の段階では進めてきております。

今のご指摘の新屋敷線については、そういう意味では用地を買っているところはまだないんですね。そうすると今後どうしていくか。見直しをしていくときにどのような考え方で整理をするかというのは重要なポイントだろうと考えています。

○H委員 辻堂駅の南側の都市計画道路について、ずっと以前、そういう話が進んでいるというときには、本当にできるのかななんて思っていましたけれども、実現してみると、ああ、なかなかよかったなというふうには感じてはいるんです。ただし、やはり割と住宅が非常に密集していて、細い道路が網の目のようになっているような場所は、それなりの環境のよさだとか安全性だとかがあると思うんですが。

だから、そういう中でずっと生活していると、現状を維持しているほうが好ましいのではないかというような住民の方の気持ちというのが、やっぱりあると思うんですね。あ

えてどうしてそういう道路をつくるのかと。辻堂の場合は、できて見てみると、ああ、よかったなというような感じになるんですけども、やはり非常に不安がある。本当につくったほうがいいのか、つくらなくてもいいんじゃないかとかという感じですね。だから、そういう都市計画道路でできたもの、例えば辻堂の場合の南口の、できてどれだけの環境の向上や安全性、利便性が向上したかということ、できたものについてももう1回よく調査して、検証して、これだけよくなったということをやちゃんと説明できるというもの、ひとつ大事ななという気がします。

鶴沼のこの場合、新屋敷線は本当に着々と用地の買収等を進めているのであれば、いつかは実現するんだなという気持ちにもなりますけれども、まだそういうこともしていないとなると、本当にこれは、もう何十年もそういう話だけで実現するのかなという、ちょっと懐疑的な気持ちにもなりますし、そうすると、本当に必要なのかという根本的な見直しをするべきではないかというような気持ちにもなるんですけども。

○I委員 善行のほうは何ら問題ないと思うんですけども、この鶴沼の道路のことなんですけれども、防災ということで、阪神の火災があったときのことを考えると、これはやはり考えられているのかどうなのか。そこの辺、ちょっと心配だなと思うんですけども、どうでしょうか。

○事務局 今回の見直しの中では、当然防災というのも非常に重要な部分もございますので、それらについても十分この検証の中では大きなウエートを占めると考えております。当然それについても見直しの中で検証していくということでございます。

○会長 それでは、よろしゅうございますか。これは逐次また検討経過をご報告いただくということですので、その段階でまたご意見いただきたいと思っております。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

○会長 それでは、3点目の報告をお願いします。

○事務局 それでは、次の報告ということで、第6回線引き見直しについてご報告させていただきます。

資料は2-3-2をご覧くださいと思います。

まず初めに、現在進めております第6回線引き見直しの内容について簡単にご報告をさせていただきます。

主な今回の変更点としては3点ございます。まず、1点目といたしましては、神奈川県が定める整備、開発及び保全の方針と、市町村マスタープランとの明確な役割分担を目指し、整備、開発及び保全の方針では、主に県が決定する都市計画について記載するよう変更しております。2点目といたしましては、特定保留区域を設定いたしました。特定保留区域とは、計画的市街地整備を予定しており、その事業実施が明らかになった段階で市街化区域に編入する地域のことで、御所見中心地区及び葛原地区の2地区を位置づけしております。3点目といたしまして、区域区分でパワーポイント上の丸で示した箇所において、道路整備により区域決定境界の道路形状の変更された部分を変更するなど、公共用地内で

の微小な変更を行っております。特に今回は民有地部分での変更はございません。

次に、第6回線引き見直しのスケジュールについてご説明いたします。第121回審議会におきまして主な変更点の報告を行い、前回の123回審議会では県素案がまとまったこと及び県素案の閲覧結果等について報告をいたしました。その際に公述申し出がなかったことを報告いたしましたが、その後、県から正式に公聴会の中止が発表されました。この結果から、県素案は修正せずにそのまま県原案として確定し、関係省庁との事前協議へと進み、この事前協議を終えた後、4月2日付で県より藤沢市に対し、県案の決定と法定縦覧等についての通知及び意見照会がございました。

法定縦覧と意見書提出の受付については、5月8日から22日の2週間にわたり、神奈川県及び藤沢市の都市計画課で行い、その結果、縦覧者4名、意見書の提出はございませんでした。

今後のスケジュールでございますが、県から本市への意見照会に対し回答すべく、次回の本審議会に付議させていただき、ここで出された意見を参考に藤沢市としての意見をまとめ、県へ回答していきます。神奈川県はその結果をもって神奈川県都市計画審議会に附議することとなります。その後、国、関係機関等と協議を行い、協議が整った後、今年度の秋ごろを目途に神奈川県が都市計画変更の告示を行うこととなります。

以上で第6回線引き見直しについての報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○会長 ただいまの線引きの見直しの件について、何かご質問、ご意見ございますか。

現時点で県から意見の照会が市のほうに来ている。それに対して縦覧をして意見書はなかったと。その件についての県への返事を、どういう返事を出すかは次回の審議会で議論していただくということなんですが、内容的には同じ内容が出てくることとなりますので、もし何かございましたらご意見いただきたいと思います。

では、私から1点、県に対する意見という次元ではないんですが、この特定保留区域の葛原地区というのがありますね。ここについては区画整理事業がかなり具体化しつつあるというふうに聞いていますが、このあたり全体を、ここ自体も新産業の森という名前でしたかね。要するに、この地区は森をいかに生かして将来につなげていくかというのは、全体としての大きなテーマになっているんですが、下手をすると、あそこはすごくいい森が残っているんですね。下手をすると、そのまま単純にばりばりと造成して、必要なところに施設をつくって、残りをまた緑化することになりはしないかと私は密かに恐れているんですが、そういうことに関して、この場所のいわば区画整理はどのような姿で、物理的にどういうことを考慮してやるのか。特に緑の保全についてはどんな方法でやるのかということを検討するテーブルは今できているんでしょうか。できていなければどんな場所でやろうというふうにお考えでしょうか。

○事務局 23ヘクタール全体ではなくて、北側のほうのモデル地区というところを、今の段階では多分約9ヘクタールぐらいになるかと思いますが、そこを土地区画整理事業で

進めようと。それについては今年度、組合の設立の準備のためにいろいろ作業を進めていく。考え方としては、今、準備会とかそういうものをつくられておりますので、そういう中でいろいろ、ここの緑をどういうふうに残していくかとか、緑地については一応2割残しましょうとかということもございますので、そういった中で議論していく。場としてはそちらのほうかなというふうに思っております。

また、ここの都計審の場には、例えば次回にでも今どういう形でここを進められているのか、進めているのかということについてご報告させていただくような機会を設けさせていただきたいというふうには、柳沢会長のほうからもいろいろご意見もありましたので、報告させていただきたいなというふうには考えておりますが。

○会長 地権者をまとめる段階に余り難しいことを言うと、まとまるものもまとまらないという問題はもちろん片方であるんですが、やっぱりできればいいというのではなくて、本当に将来に残るものとしてちゃんとつくっていくという感覚で考えるときは、地権者の方だけの意思にお任せできない領域もあると思うんですよね。この緑の話というのは。ですから、もうちょっと緑の専門家もきちっと入れたようなテーブルを別に用意しながら、その区画整理を進めるときはどういう配慮をして、緑をいかに残せるかということ、方法論も含めて議論できるようなことをやったほうがいいと思うんですよね。これも私の個人的意見ですけども。

2割を残すなんていう次元ではないと思うんですよ。森の中に静かに施設をはめ込む、静かに道路を入れる、そういうものでしょう。この辺はもう私の個人的な意見ですから、要望にとどめておきますけれども。

ほかにご意見ありませんか。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

○会長 よろしければ、それでは次の話題。最後、生産緑地ですね。よろしく。

○事務局 それでは、報告事項2、その他の4になります生産緑地地区の追加指定につきましてご報告申し上げます。

資料2-4-1をお手元にご用意ください。

本市では平成4年に初めて生産緑地地区を指定し、指定の漏れがないようにするため、平成10年までの間は毎年指定を行ってまいりました。その後は平成16年に追加指定を行っております。この際には議会での請願が採択されたことを受け、都市計画の線引き見直しに合わせて追加指定を検討するという方針を決定し、その方針に沿って検討した結果、追加指定を行ったものです。今回につきましても、線引き見直しの時期に合わせて、そのような方針に沿って検討した結果、追加指定することを決定したものでございます。

また、追加指定の決定に至る間に農家の方から数多くのお問い合わせをいただき、また、さがみ農業協同組合や市の農業委員会からもご要望いただきました。前回の第123回都市計画審議会におきまして、追加指定を実施する旨と、そのスケジュールについてご報告申し上げたところでございますが、本日は資料及び一部でスクリーンを用いながら、前回の

ご報告以降の経過と今後のスケジュール及び指定基準についてご説明いたします。

それでは、資料5ページをお開きください。

フロー図「生産緑地地区の追加指定スケジュール」をご覧ください。追加指定の周知につきましては、3月31日に開催されたさがみ農業協同組合の藤沢地区連絡会においてご説明させていただき、あわせて組合員への周知をお願いするとともに、広報ふじさわ4月10日号及び市のホームページに記事を掲載いたしました。説明会につきましては、4月21日にさがみ農業協同組合の本店、22日には市役所において実施し、この資料に沿って指定基準やスケジュール等について説明いたしました。

なお、参加者につきましては、4月21日が21名、22日が7名、合計で28名でございました。

事前相談につきましては、4月27日から5月22日まで実施し、20件の相談がございました。現在、相談があった箇所のすべてを現地調査を終えておりますが、今後速やかに審査作業を進めて相談者に結果を通知させていただく予定としております。

今後は、必要に応じて是正措置を講じていただくなどし、指定基準を満たしている方につきましては7月に正式な申し出を受け付けます。その後、神奈川県との協議や法定縦覧など都市計画法に基づく手続を進め、11月には本審議会に付議させていただき、12月末に告示を行う予定でございます。

続きまして、資料の3ページをお開きください。追加指定の基準についてご説明申し上げます。

生産緑地地区に追加指定するためには、資料3ページの1、指定条件をすべて満たし、かつ2の指定要件のいずれかに該当し、さらに4ページに記載している3、指定しない農地等のいずれにも該当しないということが必要でございます。

それでは初めに、1、指定条件についてご説明申し上げます。

指定条件につきましては、そのすべてに該当する必要があるものです。1つ目として、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること。2つ目は、500平方メートル以上の規模の区域であること、3つ目は、用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。これら3つの条件につきましては、生産緑地法の中で規定されているものでございます。

指定条件の4つ目としまして、相当の期間にわたり農林漁業の経営の継続を期待することができるものであることとございます。こちらにつきましては、現在既に指定がされている生産緑地において、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより農地の荒廃化が問題となっておりまして、生産緑地地区を計画的かつ継続的に保全していくという観点から、原則として30年間の営農ができることとし、追加指定を希望する方が60歳以下である場合か、または60歳を超えていらっしゃる場合は後継者の方がいる場合、そういう方に限

って追加指定を可能と考えております。

指定条件の5つ目は、適正な肥培管理がされていることとございます。こちらは、果樹園または植木畑等につきまして施肥、雑草の刈り込み、剪定等が行われており、果実または苗木が出荷可能な状態であること、また、家屋と隣接する農地については隣接家屋の庭等との区分が明らかなものにより追加指定できると考えております。

指定条件の6つ目は、道路におおむね4メートル以上接していることとございます。こちらにつきましては、防災上の観点、将来公共施設等の敷地の用地などを考慮して接道義務を定めたものとございます。追加指定に当たっては、これら6つの条件すべてに該当している必要がございます。

続きまして、2の指定要件をご覧ください。指定要件については6項目ございまして、その要件のうちいずれか1つに該当し、かつ、生産緑地に指定することについて所有者等の関係権利者全員の同意が得られていることが必要です。

指定要件の1つ目は、真にやむを得ない事由により平成4年中に手続ができなかったもの。2つ目は、平成4年の時点では特定市街化区域農地等となっておらず、生産緑地地区の指定について農地所有者等の意向把握をしていないものである、または、他の制度に基づき指定の要請ができるものであるということです。これら2つにつきましては、今回の追加指定では特に該当するものはないと思われま。

続きまして、指定要件の3つ目は、市のまちづくりを進める上で市街化区域内の緑地機能の補完または緑地機能を有する公共施設用地等の確保の観点から、生産緑地地区の指定が必要であることとございます。この要件につきましては、既存の公園と一体となることにより緑地機能が期待できる、または、緑地機能を有する都市計画施設等の予定地内に位置しており、公共施設用地等の確保の観点から必要と認められるものなどが該当いたします。

指定要件の4つ目は、新たに指定することにより既に指定された2カ所以上の生産緑地地区の一体化、または既に指定された生産緑地地区の整形化が図られるものであるということとございます。こちらにつきましてはスクリーンのほうでご説明いたします。既に指定している生産緑地地区と一体となる場合や、既に指定している生産緑地地区が整形化される——あくまでこれは模式的な図面なので、いろんなパターンがあるかとは思いますが、このような場合は指定ができるということとございます。

資料の4ページをご覧ください。指定要件の5つ目ですが、災害対策の観点から効果が期待できるものであることとございます。こちらは防災上の観点から、災害に強い都市づくりを推進するため、災害時における一時避難場所、延焼遮断帯、瓦れきの集積場としての役割や避難施設等と一体となり、機能の補完を行う必要があることから、市で作成している藤沢市都市防災基本計画において避難危険度評価でランク3以上に位置づけられている地区内にあること、また、既存の公園等に隣接し、災害対策上効果があると認められるものであること、もしくは地域防災拠点、避難施設などに隣接し、避難施設などの機能

を補完すると認められるものであることが要件でございます。

指定要件の最後になりますが、街区公園等に準じる緑地効果が期待できるものでございます。この要件についてもスクリーンでご説明いたします。指定しようとする農地等の面積がおおむね 1000 平方メートル以上であり、かつ、指定しようとする農地等を中心とする半径 250 メートルの円で囲まれる区域において、既存の生産緑地や既に整備された公園の面積の合計が 2500 平方メートルに満たないという地域の場合です。

資料 4 ページにお戻りください。次に、3、指定しない農地等についてご説明いたします。

生産緑地地区に指定するには、これらの指定しない農地等に該当していないことが必要になります。(1)としまして、都市計画において土地の有効・高度利用を図るべき地域に指定されている区域内にあるもの、(2)として、都市計画法第 59 条の規定による事業認可もしくは承認を受けて行われている都市計画事業により整備される道路、公園等の都市計画施設の区域、または都市計画事業によらず都市計画施設の管理者が当該都市計画施設の管理法に基づいて整備する場合で、当該都市計画施設の区域決定の公示等が行われた区域と重複するものとしております。また、(3)といたしまして、土地区画整理事業が施行されている区域内にあるもの。ただし、仮換地の使用収益が開始されている場合を除くとしております。これは、土地区画整理事業が計画的なまちづくりを推進するため行われている事業という観点からでございます。(4)としまして、現況が農地等であっても、農地法の規定による転用の届け出が行われているものでございます。ただし、生産緑地法第 8 条第 2 項の農林漁業を営むために必要となるものに転用されるものは除いております。

ただいまご説明しました指定条件のすべてに該当し、かつ、指定要件のいずれか 1 つに該当して、さらに指定しない農地等のいずれにも該当しないものが、基本的に生産緑地に追加指定が可能と考えております。繰り返しになりますが、今後は必要に応じまして是正措置を講じていただくなどして、指定基準を満たしている方につきましては 7 月に正式な申し出を受け付けます。その後、神奈川県との協議や法定縦覧など都市計画法に基づく手続を進め、11 月に本審議会に付議させていただいて、12 月末に告示を行う予定でございます。

以上で報告事項、生産緑地地区の追加指定につきまして報告を終わらせていただきます。

○会長 ただいまのご説明に関してご意見、ご質問ありましたら。

○E委員 市のほうのこの生産緑地地区への指定の考え方をちょっと教えていただきたいんですけども、地球温暖化という話もありますし、都市の中で局所的な、言うならばヒートアイランドとかいうような話があって、相当環境面でも変わってきているし、それから、緑の重要性というものも出てきている中で、やはり生産緑地はその中で不十分とはいながらも、ある面その役割を果たしているふうに思えるんですよね。ですから、市街化区域の中にも、やはりそういうようなものがどんどん取り入れられていってもいいのではなかろうかと私は思いますけれども、今これを読んでみますと、何かちょっと腰が引けて

いるような感じがするんですけども、この辺ちょっと教えていただけたらと思います。

○事務局 この追加指定の基準につきましては、平成16年の追加指定のときの基準と同じでございます。藤沢市の生産緑地に対する考え方でございますが、緑の基本計画、その前の緑のマスタープラン等でも約100ヘクタールから110ヘクタールの間、このぐらいの数値を確保していこうと。市街化区域内における都市計画の公園、緑地あるいはその他の広場等を補完する、今おっしゃられたとおり、そういう形で、当然生産の場であるわけですけども、それ以外に都市計画上は空地としての扱いが読み取れるわけございまして、そういったものを積極的にとらえて指定していこうという考え方でございます。

ただ、一方で非常に税制と大きく絡んでいる制度ございまして、この制度自体に非常に不規則な部分もあるので、その指定に対してはナーバスになる部分も確かに行政のほうとしてはあるんですけども、基本的に今の規模は必ず確保していこうという考えでございまして、平成8年ぐらいをピークにして、その後どんどん営農されている方が亡くなられるとか故障されるということで、少しずつ数字が落ちてまいりまして、そこで16年の追加指定でまた大体110ヘクタール弱ぐらいのところ指定を戻したんですけども、また今後、当然のことながら高齢化が進む中で、営農環境もなかなかよくなる中では、だんだんと減ってくる可能性がありますので、今後につきまして、実は前回、あるいはその前からもこの審議会の中で、本来だったら毎年追加指定してもいいのではないかというご提案をいただいております。

今回はあくまでも線引き見直しに合わせての追加指定でございますけれども、そういったことも含めて、この面積規模を確保していくためには今後どのようにしたらいいのかというのは引き続き課題とさせていただきます。今後、検討結果をお示しするようになると思いますけれども、追加指定の基準についてはどうしても建前的な部分を書かざるを得ない部分がありますので、このような形になっておりますけれども、積極的に農家の方が今後も営農をしていきたいという土地につきましては、可能な限りいろんな読み取れるような方策の中で指定をしていくような形になるかと思っております。

○C委員 要するに、後継者がいなくなるとなくなっていくという現状がある中で、それは税制とも関係あるわけでしょうけれども、そうでない方法というのが何か、とんちんかんなことを言うかもしれませんが、藤沢方式としてないか。例えばNPO法人みたいなところに引き継いでいくと。これによって生産緑地として、セミ生産緑地ですが、農園的にみんなで借りて、そこでみんなで農を考えると、地球環境を考えると、そういうプラス面で考えていけば、もうちょっと何か方法はないですかね。今の決まりの体制の中では難しいというのはわかるんですけども、何か新しい方式はないんですか。

○事務局 今現在、決定的にこれだといういい方策というのは、ちょっとまだないんですが、今おっしゃられたように、NPOとまではいかないまでも、税制のほうで、相続税の関係でいきますと、直接ご本人がそこで耕作されていないと、生産緑地には指定できるんですが納税猶予が受けられないということがありますけれども、実際、今後、市民農園

的な使い方とか、そういうことも非常に多くなってくると思いますので、税制が絡みますので、市だけでは何とも言えない部分もあるんですが、今おっしゃられた、そういういろんなことを含めて新しい方策を確保していくのが主たる目的ですから、そういったものを研究していきたいと考えております。

○C委員 参考までに、例えばアーバンデザイン分野では、路上でコーヒーショップを出すのは禁じられていたわけですよ。ところが、ヨーロッパへ行くといっぱいあるじゃないですか、オープンカフェ。それを何とかしようということで、広島とか徳島とか、横浜でも最近やってきているんですけども、NPO的などこかのちゃんとした組織が運営して、それで割と一定期間そこでコーヒーを飲む。それでみんな市民が楽しむと。終わったら引き揚げるということをするのも責任者がいればオーケーになっているんです、今。昔は全然ペケだったんですよ。そういうこともあるので、今のような話も市民のサイドから、ないしは自治体のサイドから、こういうアイデアだってあるのではないかと。それがひいては我々が農にかかわるとか、今、大変なことじゃないですか。自給率ね。だから、そういうこともあるし、市民の問題もあるし、地球環境もあるので、何か新しい方式を藤沢方式として出すぐらいの勢いがあったらいいかなと思ったんですけども。済みません。

○D委員 C委員のお話と全く同じなんですけれども、前回、一度少し勉強していただきましたよね。その辺をぜひこれからも続けていただいて、どんな可能性があるのか。

それから、私のほうからも、せめてその一部でも、全部買い取りは無理でも50平米でも100平米でも緑地的なもの、あるいは市民の憩いの場みたいなもので借上げが不可能なのか。解除のときにはその辺を十分に考えていただきたい。実は、前回解除しますという審議会の報告を受けたとき、H委員から既に分譲の住宅が建っていますよという報告があったんですけども、ある意味で、確かに時間論で言ったらしようがないのかもしれないですけども、そういうことがないように、これからちゃんとした審議をしていただきたいと最後にちょっと申し上げたい。ごめんなさい。

○会長 今のD委員のご発言については、実は反対の立場もあるんですね。というのは、決めた以上は買わなきゃいけないという決めることが後退するんですよ。私は、買うということについては、もうそのときの財政事情でやむを得ないので、決めることはせっかくその期間、民間の方が自力でオープンスペースを確保しているんだから、それはむしろ手広く認めてあげたらいいと。出口をちゃんと出るといって、入り口に入らなくなっちゃうという問題もありますので。

○A委員 生産緑地に関しては非常に意見が多いんですけども、まず、指定要件の中に災害対策ということが入っております。これも非常に重要なことなんですけれども、現在、農水のほうで避難農地ということで今つくられております。その辺を何とか都市計画課と農水のほうで一体化してできないか。要するに、生産農地を我々は受けているんですけども、その農地が課によっていろいろ考え方が違ってくると将来的には非常に不安があるということで、ぜひとも災害対策ということで、あるんだったらそのきちっとした

条文なりなんなりをつくっていただいて指定をしていただきたい。

それと、もう1つが、生産緑地を持っていますと、何年かに1回、必ず藤沢市役所のほうから、その生産緑地をきちっと耕作してくださいという手紙が来ます。平成4年に生産緑地法が改正をされまして、もうかなりの年数がたっておりますので、地権者もかわっております。それが今回かなり旧地権者の名前で来ている。これは非常に役所として事務能力がないのではないかというふうなことを感じましたので、地権者の把握、きっちりしたものをちゃんとつくっていただきたい。

それと、先ほど言いましたように、平成4年に生産緑地法が改正されて、生産緑地が藤沢市内でも出てきました。このところ大分出口の問題が出てきています。出口の問題で特に気になりますのが、9ページをちょっとご覧になってください。この4番目の「主たる農業従事者の証明」というのがございます。これは農業委員会が許可を出しておるんですけども、確かに受けている方が高齢になりまして、事故あるいは病気、疾病によりまして休んでいると、この主たる従事者ではなくなっちゃうんですね。

皆さん多分ご存じないかと思えますけれども、農業委員会には年間耕作日数と耕作面積を毎年1月1日付で届け出ております。そのときに主たる従事者というのは150日か160日以上従事をしていないと、その人は主たる従事者ではないというふうなことでございます。最近の医療の進歩によりまして10年、20年寝たきりの方もいらっしゃいます。そういう方が亡くなったときに主たる従事者の証明が出ないという場合があるんです。主たる従事者の証明が出ないと買い取りの申し出ができないことになっておりますので、その辺の考え方といいますか、きっちりとしたものを何かつくっていただけたらということで、都市計画課のほうではどのようなお考えなのか、お尋ねをいたします。

以上、3つお願いします。

○事務局　まず1点目の防災協力農地の関係でございましてけれども、やはり同じように、生産緑地は都市の中での環境という側面を一番とらえているわけですがけれども、同じように災害という部分、延焼防止あるいはその避難地としての使い方などもあります。そういったことの中で、新たに防災協力農地という制度が出てきてまいりましたので、そちらとの考え方のすり合わせは今後ともきちっとしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、まず、先ほどの地権者と、いろいろとご案内を送ったりするときに、旧地権者のお名前になっていたということがあるようでございます。それはもう本当に大変失礼いたしました。今後、その後の所有者の変動ですとか、可能な限り把握をして、そのような間違いがないようにしたいと思います。あと、所有者だけでなく、その後、分合筆がされたりして、地番が当初指定と変わってきたりしている場合が最近多々発生しておりまして、その辺も含めて、その後のメンテナンスといいますか、管理をきっちりしていきたいと思えます。

それから、最後が主たる従事者の証明の関係なんですけれども、これも今の所有者との

問題と絡んでくるかと思いますが、実際にその生産緑地をどなたが今所有されていて、どなたが主に耕作されているかというところを、基本的に農業委員会さんのほうに届け出されている資料ですから、農業委員会さんと密に連絡をとって、こういう申し出が発生した時点だけでなく、年間の中で一定のある時期に全体的にチェックをして、お互いの意見交換をする形をとらせていただきたいと思いますので、また何かありましたらご指導をお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

Jさん、この点のご専門ですが、何かございましたら一言。

○J委員 具体的に何ということではないんですが、やはり追加指定をしていく、個々に見ていくというフローに従って基準を設けて選んでいって、ここを指定します、追加しますということを余り機械的にやっていくと、先ほどC委員のほうのご指摘にも通じるところだと思うんですが、やっぱり地域の財産としてこの農地というのは見ていくべきかなと思いますので、生産緑地の隣、あるいはその周辺というものと、どうそこを使っていくのかということをご地権者の方とうまくコンタクトできるような形で考えていくという場面も必要ではないかなと思います。

特に、この藤沢市内でそういう問題があるかどうかわかりませんが、東京なんかの場合、多摩地域の場合は、相続の関係で農地を切り売りしていった、その順番を間違えたために道路からすぐ離れて小さいものが残ってしまう。そうすると、周りに建物がどんどん建て詰まって日陰になってしまっていて、営農環境としては非常に悪化してしまうということも出てきているようです。なので、景観資源としても非常に重要ですし、営農環境としても考えたような近隣との関係を考えた何か手だてを、地域と一緒に考えていけないかなと思います。

○会長 ありがとうございます。

それでは、貴重なご意見を幾つかいただきましたので、実務の中に反映していただきたいんですが、先ほどの基準をいろいろご説明を伺っていると、基準そのものの表現のほかにも、その運用のディテールがいろいろ入っていますね。あの辺を伺っていると少し、先ほどの冒頭のE委員のお話にもありましたが、どちらを向いているんだろうかなという気分がちょっとしちゃうんですね。だから、これはベクトルをどう持つかによって、この基準自体はこれでいいとしても、基準の解釈段階、運用段階で基本的なベクトルは、やっぱりせつかく残っているものを民間の力で残してくれるというのであれば、できるだけ積極的に読んでいくというベクトルでやっていただくのが、今は必要な時期なのではないかと思います。皆さんのご意見もややそういう傾向だったと思います。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

○会長 それでは、以上で事務局側の案件は終わりましたが、何かございますか、皆様のほうから。

ないようでしたら、時間が来ましたが、実は、今年5月末日で市民委員の皆さん、きょ

う5人の皆さんがご出席ですが、任期切れになりますので、最後に一言ずつ簡単なあいさつないし後の注文等、ございましたらご発言いただきたいと思います。

それでは、あいうえお順で恐縮ですが、I委員から。

- I委員 私、いろいろ勉強になったという感じがします。何かお話しするというよりも。なかなか難しい問題だなと思うので。いろいろありがとうございました。
- G委員 大変お世話になりました。私も大変勉強になりまして、実は私も3年前だけに個人情報保護法のほうで、やっぱりやらせていただいて、今回2回目なんですけど、これからのいろいろな方向には目を向けて、市報等、広報等になるべく目を通して勉強を続けていきたいと思います。どうもありがとうございました。
- D委員 2年間どうもありがとうございました。いろいろうさくてごめんなさい。
- B委員 2年間どうもありがとうございました。
- H委員 辻堂地域も非常に変化しているので、C-X（シークロス）もそうですけれども、松下さんの跡地もこれからどうなるのかなというふうに非常に興味を持っています。地域として町として、よりよくして価値を高めるということをどうしたらいいのか。何かそんなことを考えているんですけども、いろいろ勉強させていただきました。ありがとうございます。
- 会長 突然指名しまして、どうもありがとうございました。きょうも大変活発なご意見をいただいて。こういう審議会って、ほとんど意見のない審議会も実はあるんですけど、この藤沢は大変有益な議論ができる場だと思っています。

それでは、私のほうの進行は終わりにしますので、事務局のほうで閉めてください。

- 事務局 長時間にわたるご審議まことにありがとうございました。
次回の都市計画審議会につきましては、7月上旬ごろ開催させていただきたいと考えております。内容につきましては、先ほどご報告させていただきました第6回線引き見直しについてでございます。今のところ7月上旬ごろということですが、第1候補としては7月2日の午後。後ほど日程調整をさせていただきますが、そちらで考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、閉会のあいさつを計画建築部長から申し上げます。

- 事務局 皆様、最後まで熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございました。事務局を代表しまして御礼申し上げます。
特に、今回をもちまして任期満了を迎えられました市民委員の皆さんにつきましては、2年間本当にありがとうございました。本市の都市計画行政、市民の目ということで、さまざまなご意見、ご審議をいただき、審議会としても非常に有用であるなというふうに考えております。今後は、委員から一人の市民という立場で、またいろいろ藤沢市のまちづくり、都市づくりのほうにいろいろご意見等をいただければありがたいと考えております。今後ともどうぞよろしく願いしたいと思います。

それでは、これをもちまして第124回藤沢市都市計画審議会を終了いたします。本日は

どうもありがとうございました。

午後0時13分 閉会